

令和8年度
業務委託番号 08－FI28－Y1

道路メンテナンス事業(トンネル)
道路トンネル補修設計業務委託

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

雄勝地域振興局建設部

特 記 仕 様 書

項目		条件	内容				
1	共通仕様書等の適用	適用図書	本業務の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない。 設計業務等共通仕様書（令和8年10月以降適用）秋田県				
2	業務概要	業務目的	本業務は、国道108号湯沢市秋ノ宮地内にある「仙秋鬼首トンネル」及び、国道397号雄勝郡東成瀬村岩井川地内にある「大森山トンネル」において、老朽化に伴う設備の補修を目的として、詳細設計を実施するものである。				
3	施設諸元、建設時設計条件		なし				
		○あり	対象施設の概要は次のとおりとする。 仙秋鬼首トンネル ・トンネル延長:3,527m ・完成年次:平成8年 大森山トンネル ・トンネル延長:596m ・完成年次:昭和51年				
4	関連業務	関連業務の有無	○なし				
			あり（以下の業務と相互に連携・調整を図ること） <table><tr><th>業務番号 業務名</th><th>業務内容</th><th>関連内容</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	業務番号 業務名	業務内容	関連内容	
業務番号 業務名	業務内容	関連内容					
5	打合せ等	打合せ回数	業務着手時、中間打合せ（3回）、成果品納品時の計5回を基本とする。 なお、着手時および納入時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。				
		中間成果の提出	○なし あり 下記の提出期限までに中間成果を提出すること。 提出期限等：令和○年○月末日				
6	業務計画書	提出時期等	第1回打合せ後、速やかに提出するものとする。				
7	適用指針・基準等	適用指針・基準等の有無	○なし				
			あり 本業務の実施にあたっては、以下の基準類を適用するものとする。 ・ ・				
8	資料等の貸与	貸与の有無	なし				
		○あり	資料の使用が終了した時は速やかに返却するものとする。 （貸与品名：【過年度成果品名など】） ・道路台帳図 ・トンネル点検報告書、補修設計報告書 ・トンネル台帳 ・その他、調査職員が必要と認めるもの ※秋田県建設部所掌のもので受注者から申し出があった場合は協議のうえ貸与する。				
9	関係機関協議	協議の有無	○なし				
			あり 本業務を進める上で関係機関と協議が必要になった場合は、関係機関との協議用・説明用資料を作成し、協議を行うものとする。 関係機関：				
10	現地踏査	現地踏査実施の有無	対象外				
		○対象	・現地踏査を行い、設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 ・地形・地質等の自然状況、周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。				

11	業務内容	設計項目	・ 本業務で実施する設計項目は以下のとおりとする。 ・ 設計計画 ・ 設計条件の確認 ・ 設計細部事項の検討 ・ 設計図 ・ 数量計算 ・ 照査 ・ 報告書作成 ・ 施工計画 ・ 関係機関との協議資料作成 ・ 現地踏査 ・ 詳細調査
12	復元図の作成	復元図作成の有無	☐ 対象外 ☐ 対象
13	各種解析、耐震性能照査等	各種解析、耐震性能照査等実施の有無	☐ 対象外 ☐ 対象
14	BIM/CIM適用業務の対象		発注者指定型 ・ 本業務は、BIM/CIM適用業務(発注者指定型)である。 ・ 別紙1に示す活用内容について、3次元モデルを作成のうえ活用する。詳細については、受発注者間で協議し、下記共通事項1～3により実施する。 ・ 受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。 ・ BIM/CIM 適用業務に要する費用については、当初は計上していない。受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。 ☐ 受注者希望型 ・ 本業務は、BIM/CIM適用業務(受注者希望型)である。 ・ 受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し、下記共通事項1～3により実施する。 【発注者指定型/受注者希望型 共通】 1 BIM/CIM 実施計画書の作成 3次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。 また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本業務を実施する。 なお、3次元モデルについては、業務中における受発注者間の打合せ等にも積極的に活用することとし、活用内容及び作成仕様等については目的や段階等に応じて適宜協議し決定するものとする。この際の作成仕様については、最終成果として納品する3次元モデルと同程度の仕様にする必要はない。 1) 3次元モデルの活用内容(実施内容、期待する効果等) 2) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等) 3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類 4) 3次元モデルの作成担当者 5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用 2 BIM/CIM 実施報告書の作成 BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。 1) 3次元モデルの活用概要(実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む) 2) 作成・活用した3次元モデル(作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等) 3) 後段階への引継事項(対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等) 4) 成果物 5) その他(創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等) 3 成果の納品 BIM/CIM 実施計画書(変更含む)、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

15	その他設計要件等			・ ・ ・
16	コスト削減の検討	コスト削減検討の有無	☐ 対象外 ☒ 対象	・ 本業務の実施にあたっては、新技術・新工法等の採用を検討することにより、コスト削減を図るものとする。
17	安全対策・事故防止		☐ 対象外 ☒ 対象	・ 「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル」等により公衆災害等の事故防止対策を実施し、設計箇所における有無の調査及び管理者との協議・確認を行い、設計に反映すること。
18	成果品	提出部数・形式		秋田県の「電子納品運用ガイドライン等の運用」に基づき以下のとおり提出すること。 ・ 電子データ（書き込みが一度しかできないCD-R等）： 正副2 部 ・ 報告書： 1 部 ・ 図面： 1 部 （A3サイズで製本） ・ その他指定データ ・ 概要版 1 部
		公開成果品作成	☐ なし ☐ 成果品のうち、以下の資料については公開用資料として作成すること。 ・ ・	
19	電子納品検査	機器の準備等	☒ 特になし ☐ 検査にあたり必要な機器類は 発注者 が準備し、機器操作は 受注者 が行うことを原則とする。	
20	その他	情報共有システム (ASP)	☒ 原則利用（利用が適さないと判断した場合は協議） ☐ 対象外	
		土地の立入り等	☐ 民有地に立ち入る際は事前に所有者の承諾を得ること。 ☐ 国有林野内での調査の際は入林届の手続きを行うこと。 （手続きは 発注者 が行う）	
		作業時期の制約	☒ なし ☐ あり	
		第三者への損害防止	☐ 業務のため第三者の土地に立入り、又は交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与える恐れのあるときは予め調査職員と協議すること。	
		公共事業環境配慮システム	☒ 対象外 ☐ 対象	・ 本業務は公共事業環境配慮システムの適用業務であり、個別事項について実施・検討を行い、具体的な対策案を報告書の中でとりまとめるものとする。
		その他作業	☒ なし ☐ 次の作業については、以下の回数実施するものとする。 ・ ・ ・	
		疑義等・個別条件	☐ 設計図書及び特記仕様書に記載のない事項、または現場条件に変更が生じた場合は調査職員と協議すること。 ・ 仙秋鬼首トンネル（緯度経度）： 38.897501, 140.563404 ・ 大森山トンネル（緯度経度）： 39.151433, 140.759826	

現 場 説 明 書 (条 件 明 示)

項目	条件	内容						
1	参考図書	取扱い 設計図書の外に提示する「参考図書」は見積りに対する資料であり、契約上拘束するものではない。						
2	積算基準	適用基準 業務委託料は、以下の基準等に基づき積算している。 ・ 設計業務等標準積算基準書（令和8年10月以降適用）秋田県 ・ 設計業務等標準積算基準書[参考資料]（令和8年10月以降適用）秋田県 ・						
3	制約事項	実施における制約等 ☐ なし ☐ あり ・ 工期等 ☐ なし ☐ あり ・ ・						
4	積算条件	基本条件 本業務の積算条件は以下のとおりとする。 ・ 参考図書（2/2）見積歩掛による。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 法面、擁壁工等 ☐ 対象外 ☐ 対象 ・ ・ ・ 構造物補正、電子計算機使用料等 ☐ 対象外 ☐ 対象 ・ 直接人件費の2%を直接経費（電子計算機使用料）として計上している。						
5	積算条件（共通）	旅費交通費 ☐ 率計上 ・ 宿泊無 ・ 区分： 土木設計業務 ☐ 積上げ計上 ・ ・ 電子成果品 ☐ なし ☐ あり ・ 電子成果品作成費については、下記として計上している。 概略設計、予備設計又は詳細設計 打合せ計上 ☐ 標準 ☐ 下記として計上している。 主任技師： 2.5 人 技師（A）： 2.5 人 技師（B）： 2.5 人 関係機関との協議 ☐ なし（資料作成のみ） ☐ あり ・ 関係機関との打合せ協議を下記として計上している。 協議対象の関係機関： 協議回数： 回 ASP利用料 ☐ 間接原価の率計上分に含まれる。 ☐ 以下のとおり計上している。 情報共有システム利用月数： ヶ月 情報共有システム登録料： 円 情報共有システム利用料： 円／月 冬期歩掛補正 ☐ 適用しない ☐ 適用する（補正あり） 安全費の積上げ計上 ☐ なし ☐ あり 交通誘導警備員を計上 ・ 現道交通管理等のため、下記のとおり交通誘導警備員を計上している。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>計上人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員A</td><td>()</td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td><td>()</td></tr> </tbody> </table> ※ () は交代要員で内数 ・ なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議する。	名称	計上人数	交通誘導警備員A	()	交通誘導警備員B	()
名称	計上人数							
交通誘導警備員A	()							
交通誘導警備員B	()							

6	測量・調査等付帯作業の積算		☐ なし	
			☐ あり	設計に伴う付帯作業は以下の基準により積算している。 ・ ・
7	耐久性調査・試験等		☐ なし	
			☐ あり	耐久性調査に係る試験として以下を計上している。 ・ ・ ・ ・ ・
8	耐震性能照査等		☐ なし	
			☐ あり	以下の標準歩掛に断面積等の補正係数を乗じて積算している。 ・ ・ ・
9	協議に要する日数		☐ なし	
			☐ あり	・ 関係機関との協議に要する日数として 日を想定し、工期に含んでいる。
10	その他	数量変更等	現地調査等の結果、設計条件や数量に増減が生じた場合は別途協議するものとする。	
		個別条件の明示	・ 機械経費について 道路トンネル補修設計の詳細調査時においてリフト車等の機械経費が必要となった場合は、協議の上変更するものとします。 ・ 安全費について 交通誘導員などの経費は計上していません。詳細調査時に必要となった場合は、協議の上変更するものとします。	

特記仕様書（補足）

特記仕様書「11 業務内容 設計項目」に記載の各項目における具体的な内容は次のとおり。

第1条 業務内容

本業務で実施する業務内容は次のとおりとする。

1. トンネル補修設計業務

- (1) 設計計画
- (2) 設計条件の確認
- (3) 設計細部事項の検討
- (4) 設計図
- (5) 数量計算
- (6) 照査
- (7) 報告書作成
- (8) 施工計画
- (9) 関係機関との協議資料作成
- (10) 現地踏査
- (11) 詳細調査

第2条 各項目の内容

(1) トンネル補修設計業務

1) 設計計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）などの事項について業務計画書（照査設計書を含む）を作成する。また、予備設計を行い、補修などの工法を比較した後、詳細設計を行う。

2) 設計条件の確認

トンネルの幾何構造などの設計施工上の基本的条件を確認し、当該設計用に整理を行う。

3) 設計細部事項の検討

使用材料、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当り必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行う。

4) 設計図

一般図、構造一般図、構造詳細図などの詳細設計図の作成を行う。

5) 数量計算

決定した構造物の詳細形状に対して、各工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

6) 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ② 詳細調査結果を踏まえた設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ③ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

7) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果などについて作成する。設計条件・補修工法決定の経緯及び選定理由・構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項などの条件など設計計算の主要結果・主要材料、工事数量の総括・施工段階での注意事項、検討事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書の作成を行う。

8) 施工計画

計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画などについて計画し、工事費積算および工事発注に必要な計画書を作成する。

9) 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議用資料、説明用資料作成を行う。

10) 現地踏査

現地踏査を行い、設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質などの自然状況、沿道・交差・用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤードなどの施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。

11) 詳細調査

補修対象箇所について既存の資料（道路台帳、点検結果）や現地踏査を基に、必要な詳細調査・設計項目の整理をする。